

輸出申告書及び輸入申告書の添付書類の簡素合理化について

蔵関第 326 号
昭和 57 年 3 月 25 日
改正 財関第 960 号
平成 14 年 11 月 21 日
改正 財関第 395 号
平成 18 年 3 月 31 日
改正 財関第 832 号
平成 18 年 7 月 10 日
改正 財関第 1143 号
平成 19 年 8 月 31 日
改正 財関第 615 号
平成 24 年 6 月 15 日

輸出申告書及び輸入申告書の添付書類について、簡素合理化を図るため、下記のとおり、その取扱基準を定めたので、各税関においては、この基準に従い、実情に応じて添付書類の取扱いの見直しを行い所要の措置を講じられたい。

記

1. 輸出申告について

(1) 輸出申告書の添付書類に関する基本原則

輸出通関審査に当たっては、輸出者及び通関業者（以下、「輸出者等」という。）の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「令」という。）第 58 条に規定する輸出申告書、仕入書、関税法（昭和 29 年法律第 61 号、以下「法」という。）第 70 条に規定する他法令の許可書又は承認書等及びその他の法令により提出が義務づけられている書類の提出を求めるものとし、その他の申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求める場合には、輸出者等の負担を十分勘案し、通関審査上の重要事項を確認する上で必要不可欠なものに限るものとする。

(2) 書類の提出を求める場合の具体的留意事項

イ 輸出者等に、成分表、分析表、鑑定書、設計図等の書類の提出を求める場合には、できる限り、現に所持しているもの、又は容易に入手するものに限定するよう留意する。

なお、特殊な機関の作成に係る成分表又は分析表、企業機密に抵触するおそれのある特殊な資料、作成に当たり著しい負担を要する書類等（以下「特殊な書類」という。）については、通関審査上の重要事項を確認す

る上で特に必要な場合に限り、統括審査官の指示を受けたうえで、その提出を求めるよう留意する。

□ 念書、願書、誓約書等については、特に必要な場合を除き、その提出を求めないよう留意する。

(3) 輸出申告書又は添付書類に記載ミス等がある場合の取扱い

イ 輸出通関審査に当たって、輸出申告書又は添付書類について、記載ミス、記載漏れ、書類の不備等がある場合であっても、原則として、追加書類の提出を求めることなく、適宜、輸出者等よりの補完説明、見本検査等の簡易な方法により弾力的に措置するものとする。

なお、確認する事項（計数、図面、経緯等）が複雑な場合で、口頭による説明を受けるのみでは、かえって正確かつ迅速な処理ができないものについては、当該書類の提出を求め、これにより確認するものとする。

また、輸出者等から自主的に関係書類の提出又は添付書類への追記が行われた場合には、これにより確認するものとする

□ 輸出者等よりの補完説明を受ける場合に当たっては、必ずしも輸出者等の責任者に限らず、当該確認事項を説明しうる担当者から説明を受けても差し支えないものとし、便宜、簡易な方法（例えば、電話による方法）によるよう配慮するものとする。

また、補完説明等により確認した場合には、必要に応じ、その内容（「相手方、審査担当者、日時」を含む。）を審査記録用紙又は仕入書等の添付書類の余白部分に簡潔に記録するものとする。

(4) 輸出申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い

輸出申告書の添付書類のうち、他法令の許可書又は承認書等、法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のものについては、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。

(5) 輸出者等に対する協力の要請等

イ 輸出者等からの輸出申告書の添付書類に関する問い合わせに対し回答を行う場合、又は輸出者等に特殊な書類の提出を求める場合には、できる限り具体的に、必要な書類並びにその理由を明示するよう配慮するものとする。

□ 通関業者が輸出者に輸出申告書に添付する書類の提出を求める場合にはこの取扱いの趣旨から判断して不要とされる書類を求めることのないよう、通関業者に対して協力を要請するものとする。

(6) 不正輸出申告の疑いが生じた場合における書類の取扱い

上記の規定は、輸出通関審査の過程において、不正輸出申告の疑いが生じたこと等により特に慎重な審査が必要となった場合において、正式の書類による確認、現品検査等を行うことまで排除するものでないことに留意する。

2. 輸入申告について

(1) 輸入申告書の添付書類に関する基本原則

輸入通関審査に当たっては、輸入者及び通関業者（以下、「輸入者等」という。）の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、令第59条第1項に規定する輸入申告書、仕入書、令第61条第1項に規定する締約国原産地証明書、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第27条第1項に規定する特惠関税原産地証明書、法第70条に規定する他法令の許可書又は承認書等及びその他の法令により提出が義務づけられている書類の提出を求めるものとし、その他の申告の内容を確認するために必要な書類の提出を求める場合には、輸入者等の負担を十分勘案し、通関審査上の重要事項を確認する上で必要不可欠なものに限るものとする。

(2) 書類の提出を求める場合の具体的留意事項

イ 輸入者等に、成分表、分析表、鑑定書、設計図等の書類の提出を求める場合には、できる限り、現に所持しているもの、又は容易に入手するものに限定するよう留意する。

なお、特殊な機関の作成に係る成分表又は分析表、企業機密に抵触するおそれのある特殊な資料、作成に当たり著しい負担を要する書類等（以下「特殊な書類」という。）については、通関審査上の重要事項を確認する上で特に必要な場合に限り、統括審査官の指示を受けたうえで、その提出を求めるよう留意する。

ロ 貨物が同一当事者間で繰り返し輸入され、かつ、大部な書類又は特殊な書類の提出を要するものである場合には、輸入者に包括審査の申出を行うよう慫慂し、これを認めることによって、輸入申告の都度、同一の書類を提出させることのないよう留意する。

また、これにより難しい場合であつても、大部な書類又は特殊な書類を税関に保存する等の便宜を図ることとし、輸入申告の都度、同一の書類を提出させることのないよう留意する。

ハ 念書、願書、誓約書等については、特に必要な場合を除き、その提出を求めないよう留意する。

(3) 輸入申告書又は添付書類に記載ミス等がある場合の取扱い

イ 輸入通関審査に当たって、輸入申告書又は添付書類について、記載ミス、記載漏れ、書類の不備等がある場合であっても、原則として、追加書類の提出を求めることなく、適宜、輸入者等よりの補完説明、見本検査等の簡易な方法により弾力的に措置するものとする。

なお、確認する事項（計数、図面、経緯等）が複雑な場合で、口頭による説明を受けるのみでは、かえって正確かつ迅速な処理ができないものについては、当該書類の提出を求め、これにより確認するものとする。

また、輸入者等から自主的に関係書類の提出又は添付書類への追記が行われた場合には、これにより確認するものとする

ロ 輸入者等よりの補完説明を受ける場合に当たっては、必ずしも輸入者

等の責任者に限らず、当該確認事項を説明しうる担当者から説明を受けても差し支えないものとし、便宜、簡易な方法（例えば、電話による方法）によるよう配慮するものとする。

また、補完説明等により確認した場合には、必要に応じ、その内容（「相手方、審査担当者、日時」を含む。）を審査記録用紙又は仕入書等の添付書類の余白部分に簡潔に記録するものとする。

(4) 輸入申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い

輸入申告書の添付書類のうち、締約国原産地証明書、特惠関税原産地証明書、他法令の許可書又は承認書等、法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のものについては、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。

(5) 輸入者等に対する協力の要請等

イ 輸入者等からの輸入申告書の添付書類に関する問い合わせに対し回答を行う場合、又は輸入者等に特殊な書類の提出を求める場合には、できる限り具体的に、必要な書類並びにその理由を明示するよう配慮するものとする。

ロ 通関業者が輸入者に輸入申告書に添付する書類の提出を求める場合にはこの取扱いの趣旨から判断して不要とされる書類を求めることのないよう、通関業者に対して協力を要請するものとする。

(6) 不正輸入申告の疑いが生じた場合における書類の取扱い

上記の規定は、輸入通関審査の過程において、不正輸入申告の疑いが生じたこと等により特に慎重な審査が必要となった場合において、正式の書類による確認、現品検査等を行うことまで排除するものでないことに留意する。